

益田市益田水質管理センター電気設備工事（その２） 特記仕様書

第１章 総則

1.1 一般事項

本工事は、契約書及び以下の設計図書に基づき施工する。

本工事は、「益田市公共工事共通仕様書 特記事項」を適用する。これらについては、次の益田市を参照のこと

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/nyusatsukanrishitsu/2/1804.html>

図面（現場説明用設計書を含む。）及びプロポーザル方式要求水準書に記載されていない事項は、下記による。

（１）電気設備設備工事一般仕様書・同標準図（以下「一般仕様書」という。）（令和７年度版）

（２）電気設備工事必携（令和７年度版）

（３）現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

2 土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及び機械設備工事は、別紙特記仕様書による。

3 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。

4 一般仕様書で特記がない場合の処置を明示している場合で、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、諸法令の遵守（一般仕様書1.1.30）の規程を優先する。

5 表題欄に記載されている縮尺は、A 1 版に対応するものであり、A 3 版の場合は読替を行うものとする。

6 石綿障害予防規則に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、一般仕様書12.2.11（石綿等含有材の調査及び除去工事）により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、一般仕様書12.2.11による。

1.2 工事内容

1 工事概要

計画処理水量	日最大汚水量（ m3／日） 全体：3,400
処理法等	☐ 標準法 ☒ OD ☐ その他（ ）
本工事の概要 （本工事及び指定部分工事等）	本工事の概要 今回工事は、暫定ポンプ場汚水ポンプ増設及び1-2系水処理設備の増設に伴う電気計装設備工事である。 指定部分工事の有無 ☐ 有 ☒ 無 指定部分工事の概要

2 本工事の内容

新規	増設	改築	
☐	☐	☐	受変電設備
☐	☐	☐	自家発電設備
☐	☒	☐	ポンプ運転操作設備
☐	☐	☐	ポンプ計装設備
☐	☒	☐	水処理運転操作設備
☐	☒	☐	水処理計装設備
☐	☐	☐	汚泥処理運転操作設備
☐	☐	☐	汚泥処理計装設備
☐	☐	☐	汚泥焼却運転操作設備
☐	☐	☐	汚泥焼却計装設備
☐	☐	☐	汚泥溶融運転操作設備
☐	☐	☐	汚泥溶融計装設備
☐	☐	☐	コンポスト運転操作設備
☐	☐	☐	コンポスト計装設備
☐	☒	☐	水処理監視制御設備
☐	☐	☐	汚泥処理監視制御設備
☐	☐	☒	(遠隔監視制御設備)
☐	☐	☐	その他 ()

3 施工条件の明示

隣接工事又は関連工事の概要

工 事 名	工 期	工 事 概 要
☐ 水処理設備工事その		
☐ 汚泥処理設備工事その		
☐ ポンプ設備工事その		
☐ 送風機設備工事その		
☐ 汚泥焼却設備工事その		
☐ 電気設備工事その		
☐ 特高受変電設備工事その		
☐ 建設工事その		
☐ その他		

1.3 既設施設

本工事は、既設施設の機能増設（☒ 改築更新を含む）・処理能力の増設工事で、

☒ あるので、本条を適用する。

☐ ないので、本条を適用しない。

1 既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。

2 工事現場においては、現地作業内容・手順等を十分検討の上、養生・インターロック等の事前処置及び復旧を適切に実施し、既設機器の運転に支障がないように機能増設作業を行う。

☐ 3 下記の機器は、PCBを使用又は微量PCBが含有しているため、場内指定場所（ ）に移設する。

（ ）、（ ）

1.4 試運転

本工事は試運転については、以下のとおりとする。

☒ 1 本工事は総合試運転を行うので下記(1)項を適用する。

☐ 2 本工事は総合試運転を別途工事で行うので(2)項を適用する。

☐ 3 本工事には、総合試運転を含んでいない。

☒ 4 本工事には、性能確認運転を行う。

5 本工事は、組合せ試験を

☒ 含む。（関連工事 機械設備工事） ☐ 含まない。

6 本工事は、単体調整試験を

☒ 含む。 ☐ 含まない。

(1) 総合試運転を本工事で行う場合

ア 総合試運転範囲及び実施期間は、下記該当工事の期間とする。

区 分		印	工 事 名	本 工 事
処 理 場	水 処 理	■	電気設備工事	日間
	汚 泥 処 理	□	電気設備工事 (汚泥処理設備)	日間
		□	電気設備工事 (汚泥コンポスト化設備)	日間
		□	電気設備工事 (汚泥焼却設備)	日間
		□	電気設備工事 (汚泥熔融設備)	日間
ポンプ場		■	電気設備工事	日間

第2章 運転操作設備

2.1 運転操作設備

運転操作設備に関する共通事項は、以下のとおりとする。

- 1 C/CユニットのMCCB切により、その負荷回路に充電部が存在してはならない。
- 2 現場操作盤等に至る配線は下記の分類を参考として配線分類についてあらかじめ承諾を得る。
 - (1) AC100V個別制御回路配線（ON・OFF等制御用、表示用）
 - (2) AC100V共通制御回路配線（GFI共通表示回路用）
 - (3) AC100V雑電源回路配線（スペースヒータ用等）
 - (4) 電流計回路配線
- 3 C/C等に組込まれるVVVF装置等の発熱体がある場合は、盤内換気容量を検討し報告する。
- 4 リアクトルやコンドルファ等減電圧始動器は、現状や将来計画における運用状況を把握した上で熱容量を確認し仕様を決定する。
- 5 現場操作盤等の詳細は、現場操作盤一覧表（図面）を参照とする。

2.2 運転操作機器

運転操作機器は、以下のとおりとする。

1 コントロールセンタ

名 称	仕 様	定 格	備 考
マンホールポンプ設備 コントロールセンタ (CCMP)	☒ 両面形 ☐ 片面形	水平 母線電流 800 A以上 定格短絡 遮断容量 25 kA以上	☐ 新規 ☒ 機能増設 ☐ ユニット追加 ☒ 盤増設
1系水処理設備 コントロールセンタ (CCW1)	☒ 両面形 ☐ 片面形	水平 母線電流 800 A以上 定格短絡 遮断容量 25 kA以上	☐ 新規 ☒ 機能増設 ☒ ユニット追加 ☐ 盤増設
その他	・個別制御電源方式とし制御電源電圧はAC100Vとする。		

2 補助継電器盤

名 称	仕 様	備 考
マンホールポンプ設備 補助継電器盤 (RYMP)	☒ 単独回路 ☐ 単独回路及び連動・自動回路	☐ 新規 ☒ 機能増設
1系水処理設備 補助継電器盤 (RYW1)	☒ 単独回路 ☐ 単独回路及び連動・自動回路	☐ 新規 ☒ 機能増設 ☐ OD用縦軸ロータ用運転時間 タイマーの設定刻み間隔は、 以下とする。 高速運転用は、1 分刻み間隔 で設定可能なタイマーとす る。 低速運転用は、1 0 分刻み間 隔で設定可能なタイマーとす る。
その他	・制御用MCCB、ヒューズ、タイマー等は、集合して収納する。 ・運転時間計等を設置する場合は、盤面の視認しやすい位置とする。	

3 シーケンスコントローラ・プログラマブルコントローラ

名 称	仕 様	構 成	伝送機能	伝送路	対象負荷概略台数	収納場所	電 源	備 考		
1系水処理設備 SQC盤 (SQCW1)	☒ 連動・自動回路 ☐ 連動・自動回路及び監視盤等の表示・制御等を含む	☒ シングル ☐ デュアル ☐ バックアップ	☒ 有 ☐ 無	☒ 光 ☐ メタル	今回 7 台 全体 21 台	☒ 単独盤 ☐ 別途盤内 ()	☒ AC100V ☐ 商用 ☒ UPS ☐ DC100V	☐ 新規 ☒ 機能増設 機能増設の詳細は下記のとおり		
機能増設項目	NO.3主ポンプ追加及び1-2系水処理設備増設に伴い、信号項目の追加を行う。 中央監視操作機能増設含む	信号種類		既 設	追 加	削 除	全 体			
		DI/O		188/24	41/10		229/34			
		AI/O		5/2	2/2		7/4			
		PI/O								
試 験	☐ コントローラの改築更新において、工事対象負荷の更新工事が行われていない場合も負荷設備との対向試験を行うこと。									
その他	- 入出力信号は上記対象負荷の概略台数によるほか、別紙運転操作方案を参照する。 - 運転操作に必要な監視・操作機能及び帳票管理機能の機能増設を含む。 - 非常通報装置への「マンホールポンプ設備故障」「水処理設備故障」項目内容の追加処理を行う。									

4 インバータ式可変速制御装置

項 目	仕 様	備 考
1) 曝気装置 適用電動機 商用ーインバータ 切換回路 インバータ種類 サージ電圧抑制装置 収納場所 速度制御範囲	400 V 18.5 kW 4 P 2 台 ☒ インバータモータ ☐ 汎用モータ ☐ 水中モータ ☐ 有 ☒ 無 ☒ 標準インバータ ☐ PWM式インバータ ☒ 有 ☐ 無 ☐ コントロールセンタ内 (盤名称) (盤番号) ☒ 専用収納盤内 1-2-1 (-2) 曝気装置VVVF盤 (VVVFW11-2A (B)) ~ % (詳細は打合せによる)	負荷用途 ☐ 汚水・汚泥 ポンプ ☐ 一軸式ネジ ポンプ ☐ ブロワ用 ☒ その他 (曝気装置)
3) その他	起動トルクの大きい負荷については、装置選定に留意する。	

第3章 計装設備

3.1 計装設備

計装設備に関する共通事項は、以下のとおりとする。

1 下記ループは浸水対策を施す。

() ()
() ()

2 特殊電源装置の対象負荷は下記とする。

☐ 流入渠水位	(今回	組、全体	組)
☐ 流入ゲート開度	(今回	組、全体	組)
☐ ポンプ井水位	(今回	組、全体	組)
☐ 簡易処理水流量	(今回	組、全体	組)
☐ 放流流量	(今回	組、全体	組)
☐ 汚濁負荷量	(今回	組、全体	組)
☐ その他 ()	(今回	組、全体	組)
☐ その他 ()	(今回	組、全体	組)

3 下記故障は計装盤等へ警報出力する。

☐ 計装ループ電源断 (AC 100V又はDC 24V)			
☐ () ワンループコントローラ故障	(今回	組、全体	組)
☐ 放流流量故障	(今回	組、全体	組)
☐ AC/DC電源装置故障又はDC 24V電源断	(今回	組、全体	組)
☐ その他 ()	(今回	組、全体	組)
☐ その他 ()	(今回	組、全体	組)

3.2 計装機器

計装機器は、以下のとおりである。

1 流量計

(1) 電磁式 (満水)

項 目	仕 様			
1) ループ名称	1-2系 返送汚泥			
2) 口径	150			
3) 構造	☒ 一般形 ☐ 耐圧防爆形	☐ 一般形 ☐ 耐圧防爆形	☐ 一般形 ☐ 耐圧防爆形	☐ 一般形 ☐ 耐圧防爆形
4) 測定対象物	☒ 汚水・汚泥用 ☐ 薬品 ()	☐ 汚水・汚泥用 ☐ 薬品 ()	☐ 汚水・汚泥用 ☐ 薬品 ()	☐ 汚水・汚泥用 ☐ 薬品 ()
5) 測定範囲 (単位)	0～150m ³ /h			
6) 備 考	☐ スタンション付	☐ スタンション付	☐ スタンション付	☐ スタンション付
7) 取付施工	☒ 別途工事 (機械設備) 工事 ☐ 本工事	☐ 別途工事 () 工事 ☐ 本工事	☐ 別途工事 () 工事 ☐ 本工事	☐ 別途工事 () 工事 ☐ 本工事
8) ルーズ短管	☐ 要 ☒ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要
9) 予備短管	☐ 要 ☒ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要
10) 変換器	変換器付属の流量指示計付、多レンジ切替有とする。			
11) 変換器日除・ 防雪カバー	☐ 要 ☒ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要
12) 汚泥ドレン管	☒ 近辺の側溝までの配管施工			
13) 洗浄用水管	☐ 近辺の機械用水管より配管施工			
14) その他	・ 検出器配管内部が汚泥で充満するように配管方法設置箇所等について十分検討のうえ施工する。 ・ フランジ規格は、機械工事と調整の上決定する。			

(2) 電磁式 (潜水形・水中形)

項 目	仕 様			
1) ループ名称	放流流量 (機能増設)			
2) 形式	☒ 潜水形 ☒ エルボフランジ方式 ☐ ベルマウス方式 ☐ 水中形	☐ 潜水形 ☐ エルボフランジ方式 ☐ ベルマウス方式 ☐ 水中形	☐ 潜水形 ☐ エルボフランジ方式 ☐ ベルマウス方式 ☐ 水中形	☐ 潜水形 ☐ エルボフランジ方式 ☐ ベルマウス方式 ☐ 水中形
3) 口径	200 φ			
4) 測定範囲 (単位)	0? 150m ³ /h ↓ 0~400m ³ /h			
5) オプション	☒ パルス出力有 ☐	☐ パルス出力有 ☐	☐ パルス出力有 ☐	☐ パルス出力有 ☐
6) ダミー管	☒ 200 mm × 1 本 ☐ (今回蓋取り外し)	☐ mm × 本 ☐	☐ mm × 本 ☐	☐ mm × 本 ☐
7) 備 考	☒ スタンション付	☐ スタンション付	☐ スタンション付	☐ スタンション付
8) 取付施工	☐ 別途工事 () 工事 ☒ 本工事 (ダミー管蓋取外し) ☐ 取付板含む (S U S 3 0 4) ☐ キャップ付エルボ含む ☐ 取付板は既設流用			
9) 変換器	変換器付属の流量指示計付、多レンジ切替有とする。 (レンジ変更に伴い設定変更を行う)			
10) 変換器日除・ 防雪カバー	☒ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要	☐ 要 ☐ 不要
11) その他	・ スカム対策について検討し設計する。			

2 溶存酸素計（DO計）

項 目	仕 様
1) ループ名称	1-2系ディッチ
2) 測定方式	☐ ガルバニックセル方式 ☐ ポーラログラフ方式 ☒ 光学式（蛍光式）
3) 測定範囲（単位）	0 ～ 5 （m g / ?）
4) 構 造	☒ 浸漬形 ☐ フロート式 （ ☐ アーム型 ☐ 垂直型 ） ☐
5) 洗浄装置	（浸漬形の場合） ☐ 有 ☒ 無
6) オプション	☒ アレスタ付
7) 備 考	☒ スタンション付
8) その他	☒ 変換器日除・防雪カバー付 ☒ 貫通部開口塞ぎ板 ・ 浸漬形は容易に検出器を引き上げられる構造とする。 ・ 変換器付属の現場指示計付き、レンジ切替式とする。

第4章 監視制御設備

4.1 監視制御設備

監視制御設備は、以下のとおりとする。

- 1 本工事の監視制御装置の概要
- ☐ 本工事の監視制御装置は、新規設備である。

☐ 本工事は、既設ディスプレイ監視制御装置への機能増設である。

☐ 本工事は、既設ミニグラフィック監視操作盤等への機能増設である。

☐ 本工事は、既設監視操作盤等への機能増設である。
- 2 監視設備の設置場所
- ☒ 中央監視室 (管理棟1階事務室)

☐ 汚泥処理監視室 (〇〇棟△△室)

☐
- 3 特殊電源装置の対象負荷は下記のとおりである。
- ☐ 監視操作盤

(今回 組、 全体 組)

☐ ディスプレイ装置

(今回 組、 全体 組)

☐ コントローラ

(今回 組、 全体 組)

☐ F型ディスプレイ監視装置

(今回 組、 全体 組)

☐ 伝送装置

(今回 組、 全体 組)

☐ その他 ()

(今回 組、 全体 組)

4 監視制御内容の概要

4.2 工業計器盤

工業計器盤は、以下のとおりである。

盤 名 称	備 考
1系計装盤 (KP-1)	☐ 新規 ☒ 機能増設（機能増設は下記による。） 切替スイッチ及びDO指示調節計の増設 24Hタイマ増設 入出力信号項目追加 DI 追加 4 点 AI 追加 3 点 AO 追加 1 点
工業計器盤 (盤番号)	☐ 新規 ☐ 機能増設（機能増設は下記による。）
工業計器盤 (盤番号)	☐ 新規 ☐ 機能増設（機能増設は下記による。）
その他	

第5章 施工

5.1 工事範囲

工事範囲は、以下のとおりである。

1 共通事項

- 機器据付
- 現場盤等基礎築造工
- 配線工事
- 配管

HIVE配管工事の適用場所は下記による

- 屋内露出部分 □ 特に腐食進行が著しい場所の屋外露出部分
(場所：)

- 既設関連工事（詳細は下記による）

- ☒ 盤増設
☒ 既設盤の機能増設
☐ 配線接続（既設盤等）

- ☐ 別途機械設備から支給される制御装置等
()

- ☒ 防火区画貫通部処理 ☐ 新設 ☒ 補修
☐ 建築電気設備関連の配線工事

2 屋外工事

- ☐ 受電引込柱建柱
- ☒ ケーブル布設
- ☐ 架空電線路
- ☒ 地中電線路布設
- ☒ 掘削・埋め戻し等土工事
- ☐ マンホール・ハンドホール築造

3 盤架台・床工事

☐ フリーアクセスフロア築造

材質

- ☐ アルミ製
- ☐ その他 ()

表面仕上材

- ☐ 帯電防止タイル
- ☐ その他 ()

支持脚

- ☐ 耐震型フリーアクセスフロア認定品
- ☐ その他 ()

施工場所

- ☐ 電気室
- ☐ 監視室
- ☐ その他 ()

☐ 防塵塗装

- ☐ アクセスフロア内底部床面、側面
- ☐ ボーダー部含む

☐ ボーダー部帯電防止タイル

☐ 巾木施工（ビニル）

☐ コンクリート床築造

施工場所

- ☐ 電気室
- ☐ 監視室
- ☐ 発電機室
- ☐ その他 ()

☐ 防塵塗装

- ☐ ピット内（底面、側面）
- ☐ 床面

☐ 巾木施工（ビニル）

☐ ピット蓋築造

■ 盤架台製作据付

■ 電気室

- ☐ 監視室
- ☐ 発電機室
- ☐ その他 ()

4 受変電設備標準付属品

☐ 耐電ゴムマット (m)

☐ リフター（V C B、A C B、コンビネーションスイッチ等用）設置場所 ()

5 自家発関連工事

- ☐ 機器基礎築造工 (☐ エンジン基礎 ☐ その他主要機器基礎 ☐ 補機類基礎)
- ☐ 防塵塗装工 (☐ エンジン基礎 ☐ その他主要機器基礎 ☐ 補機類基礎)
- ☐ 防油堤築造
- ☐ 油槽、水槽等製作、据付（架台等含む。）
- ☐ ダクト工事（詳細は設計図面による。）
- ☐ 発電機室外工事（詳細は設計図面による。）

6 計装設備工事

- ☐ 外部警報出力工事
- ☐ ワンループコントローラ故障
- ☐ 放流流量故障
- ☐ AC/DC電源装置電源断又はDC 24V電源断

7 接地工事

- ☐ 接地極板・接地棒の埋設
- ☐ 特殊工法による接地工事
- ☐ ボーリング接地
- | | | | |
|---|--------|---|---|
| { | 接地種別 | : | |
| | 深度 | : | |
| | 掘削対象土質 | : | m |
| | | : | m |
| | | : | m |
- ☐ ステップアース ()
- ☐ メッシュ工法 ()
- ☐ その他 ()
- ☐ ダミー水槽用A種接地工事
- ☐ インバータ用接地工事（単独接地極）
- ☐ 高速軸浮上式ターボブロア用接地工事（単独接地極）
- ☐ その他

8 撤去工事

- ☐ 盤、機器等の撤去
- ☐ 上記基礎等の撤去（下記は除く）
- ()
- ☐ 配管、配線類の撤去
- ※1 撤去対象物については、調書（機器等の名称、仕様、数量、写真等）を作成する。
- ※2 撤去対象物は、監督職員の指示する場所まで運搬する。
- ☐ 本工事施設敷地内
- ☐ 本工事施設敷地外（施設名： 所在地： 地内）

9 石綿等含有材の事前調査・除去工事

石綿等含有材の従前の事前調査結果は下記のとおり。（含有の場合の詳細は図面による）

- | | | | |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| ・ 防火区画処理の耐火被覆板 | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ■ 調査未実施 |
| ・ 自家発電設備の保温断熱 | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ■ 調査未実施 |
| ・ 帯電防止タイル | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ■ 調査未実施 |
| ・ 自家発電設備の内部（機器本体） | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ■ 調査未実施 |
| ・ () | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ☐ 調査未実施 |
| ・ () | ☐ 含有 | ☐ 非含有 | ☐ 調査未実施 |

☐ 石綿等含有材の調査（分析調査）

分析方法 ☐ JIS A 1481 ☐ ()

調査対象及び箇所 下記の他、詳細は図面による
()

☐ 石綿等含有材の除去工事

特定粉じん（石綿等）排出等作業（作業箇所・作業レベル、処分方法等は図面による）

- 工法 ☐ グローブバック工法
- ☐ その他 ()

1 0 仮設工事

次の仮設物の設置、試験、補修、解体等を行う。

☐ 仮設受変電設備

盤内に収納する機器は図面（単線結線図）による。

設置場所

☐ 屋内 ☐ 屋外

詳細は図面（平面図）による。

リース期間

日

仮設材料

☐ 含む（詳細は図面による） ☐ 含まない

その他

操作・表示等は運転操作方案を参照。

☐ 仮設発電機設備

電圧

☐ 6.6 kV ☐ 400V ☐ 200V ☐ その他（ V）

周波数

☐ 50Hz ☐ 60Hz

騒音レベル

☐ 85dB以下 ☐ その他（ dB以下）

使用燃料

☐ A重油 ☐ 軽油 ☐ 灯油

設置場所

☐ 屋内 ☐ 屋外

詳細は図面（平面図）による。

リース期間

日

仮設材料

☐ 含む（詳細は図面による） ☐ 含まない

その他

操作・表示等は運転操作方案を参照。

☐ その他仮設

設置場所

☐ 屋内 ☐ 屋外

詳細は図面（平面図）による。

リース期間

日

仮設材料

☐ 含む（詳細は図面による） ☐ 含まない

その他

操作・表示等は運転操作方案を参照。

1 1 その他

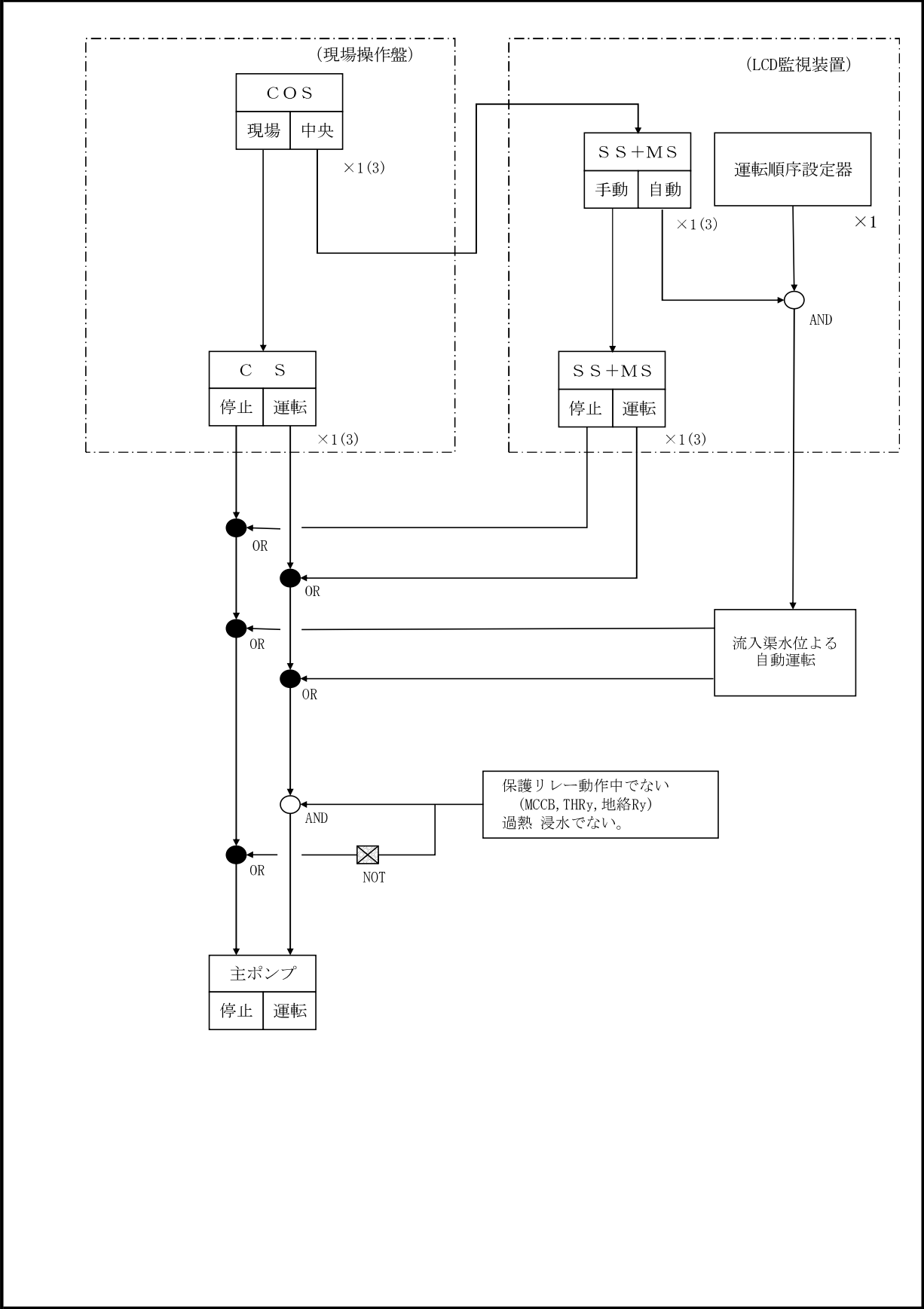
既設防火区画処理材は認定シールの有無について確認を行うこと。

第6章 運転操作方案

6.1 共通事項

本工事の運転操作方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打ち合わせによって決定する。

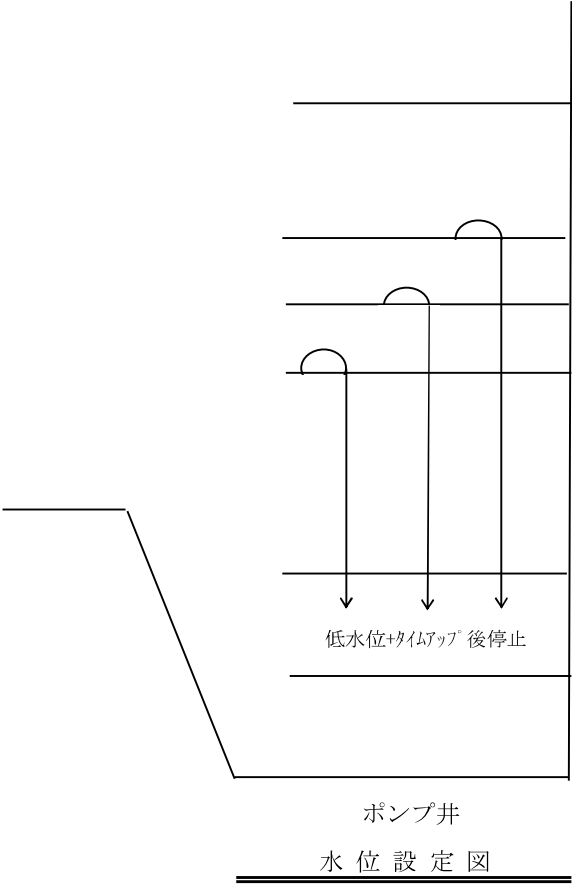
設備名称	ポンプ設備(初期用)	容量	15KW	
機器名称	主ポンプ	台数	今回3(1)	全体 0



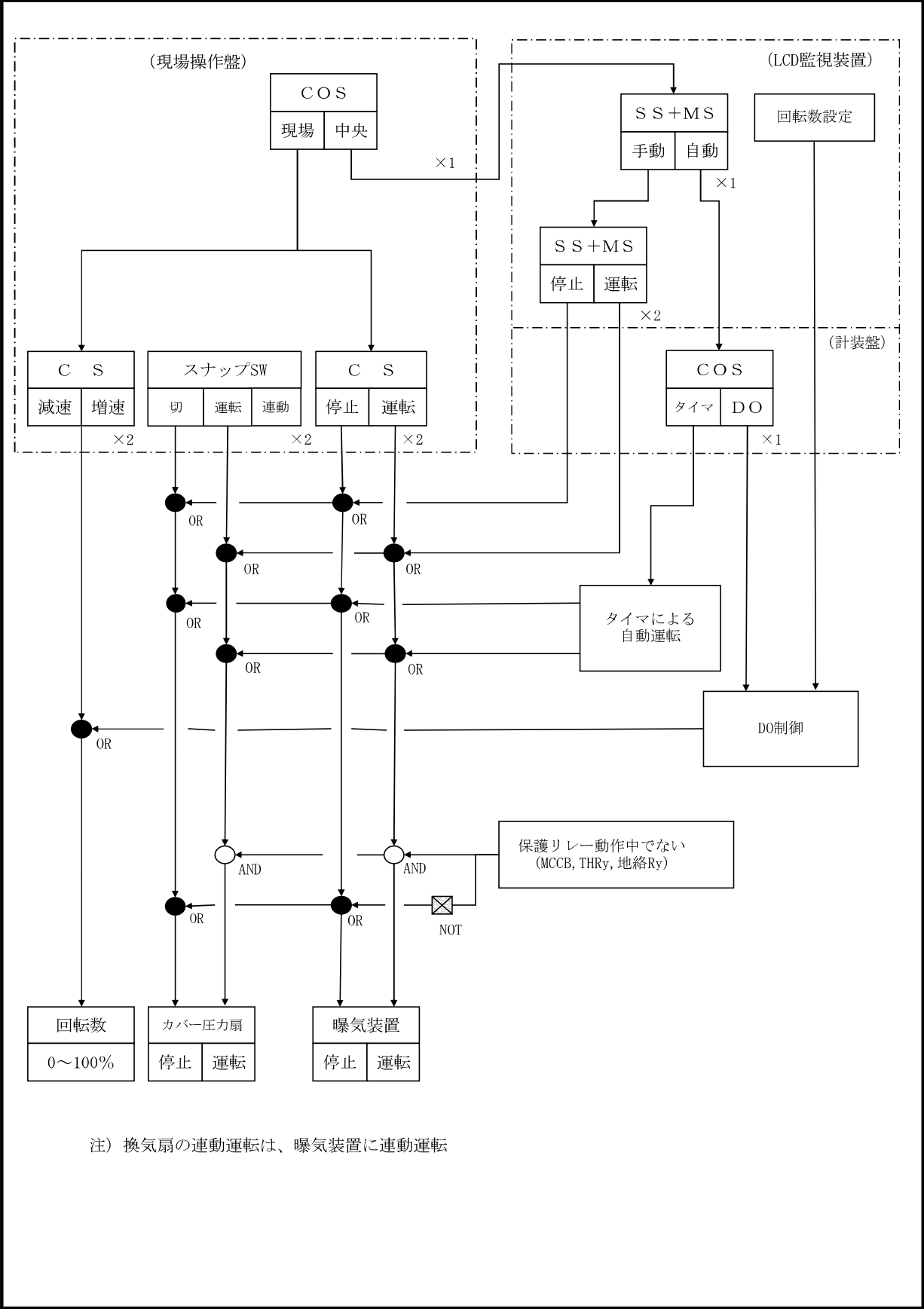
主ポンプ

● マンホールポンプ故障

	項 目	停止 条件	現場	電氣室		中央管理室					備考	
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I					P R
運 転・ 状 態 表 示	中 央						○				○	
	現 場						○				○	
	自 動											
	手 動											
	運転順序設定器											
	運 転		○	○			○				○	
	停 止		○	○			○				○	
	運転水位（警報設定器）											
	停止水位（警報設定器）											
	運 転 操 作	現場－中央 切換SW		○								
手動－自動 切換SW								○				
運転順序設定器								○				
停止－運転 操作SW			○					○				
故 障・ 異 常 表 示	MCCB断								●			
	過負荷	T	○	○		○			●		○	
	地 絡	T	○			○			●		○	
	過 熱	T	○			○			●		○	
	浸 水	T	○			○			●		○	
	流入渠水位高		○			○					○	
	流入渠水位低	T	○			○					○	

設 備 名 称	ポ ン プ 設 備	容 量		
機 器 名 称	動作水位図	台数		
 HH 警報 (全台強制運転) H2 2台目運転水位 H1 1台目運転水位 L1 低水位 LL 警報 ポンプインターロック 低水位+タイムアップ後停止 ポンプ井 <u>水位設定図</u>				

設備名称	1系水处理設備	容量	18.5KW	
機器名称	曝気装置	台数	今回 2	全体 4



曝気装置

● 水処理設備故障

	項 目	停止 条件	現場	電気室		中央管理室					備考	
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I	操作				P R
運 転 ・ 状 態 表 示	中 央						○				○	
	現 場						○				○	
	自 動						○				○	
	手 動						○				○	
	タイマ運転											
	DO運転											
	運 転		○	○			○				○	
	停 止		○	○			○				○	
	減 速		○				○				○	
	増 速		○				○				○	
運 転 操 作	現場－中央 切換SW		○									
	手動－自動 切換SW							○				
	タイマ－DO 切換SW							○				
	停止－運転 操作SW		○					○				
	減速－増速 操作SW		○									
	圧力扇スナップSW		○									
故 障 ・ 異 常 表 示	MCCB断								●			
	過負荷	T	○	○		○			●		○	
	地 絡	T	○			○			●		○	
	VVVF故障	T	○			○			●		○	
	圧力扇故障		○	○		○			●		○	

設備名称	1系水処理設備		容量	18.5KW	
機器名称	曝気装置操作ブロック		台数	今回 2	全体 4

運転の考え方

自動運転は、タイマ自動運転、D0自動運転とする。

1-2-1曝気装置と1-2-2曝気装置は同じ動きをする。

(1) タイマ自動運転

1) 好気運転時間帯は、24HタイT1 (15分間隔設定) で設定する。

好気運転は高速回転数で運転する。

2) 無酸素攪拌運転時間帯は、24HタイT2 (15分間隔設定) で設定する。

ただし、上記のタイT1がOFFのときに設定可能とする。(タイT1優先)

無酸素攪拌運転は、低速回転数で運転する。

3) 各号機の低速回転数設定はCRTで行う。

(2) D0自動運転

1) 好気運転時間帯は、上記の24HタイT1 (15分間隔設定) で設定する。

好気運転は、D0一定制御 (PID制御) で運転する。

2) 無酸素攪拌運転時間帯は、上記の24HタイT2 (15分間隔設定) で設定する。

ただし、上記のタイT1がOFFのときに設定可能とする。(タイT1優先)

無酸素攪拌運転は、低速回転数で運転する。

3) 各号機の低速回転数設定はCRTで行う。(タイ自動と同一)

(3) 強制攪拌運転

汚泥の沈降を防止する目的で、1-2-1曝気装置、1-2-2曝気装置共に高速運転をして強制攪拌をする。

1) 強制攪拌の時間帯は、24HタイT3 (15分間隔) で設定する。

24HタイT3のONがONしている時間内に強制攪拌する。

2) 強制攪拌運転は、高速回転数で運転する。

3) 各号機の強制攪拌回転数はCRTから行う。

(4) 特記事項

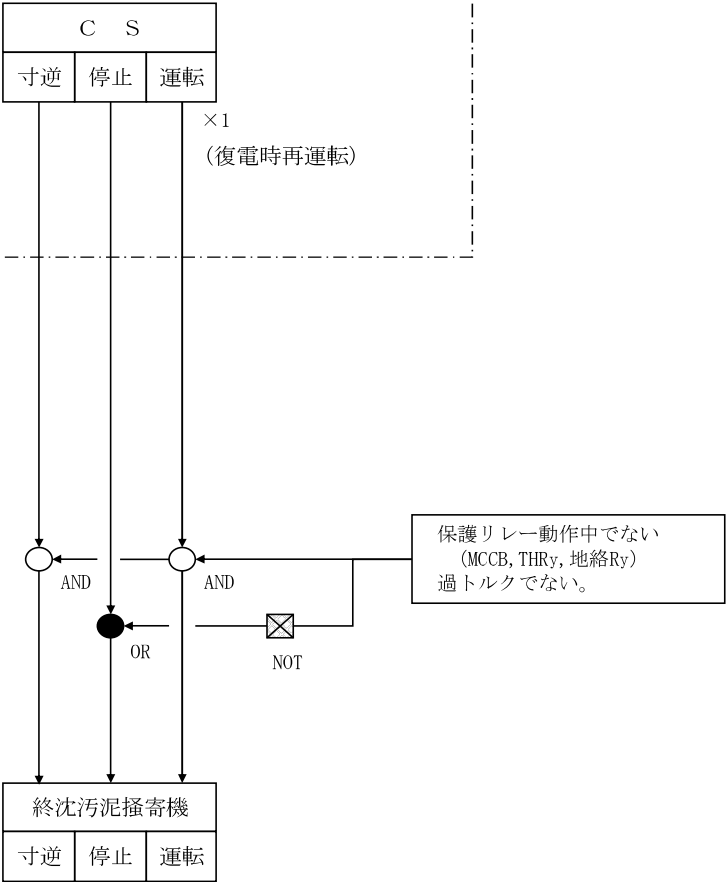
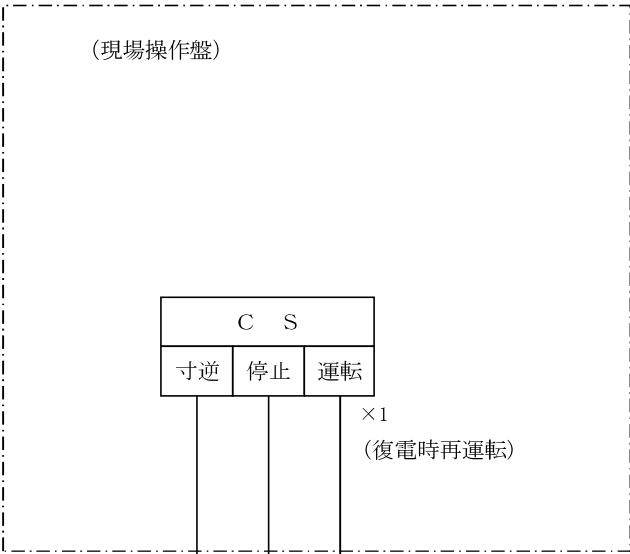
1) 曝気装置が1台故障した場合でも、残りの1台は自動運転を継続する。

2) 自家発電運転時は、始動インフラックとする。

3) 停電後、復電した場合は24Hタイの条件に従って運転を行うものとする。

設 備 名 称		1系水処理設備		容量		18.5KW			
機 器 名 称		曝気装置操作ブロック		台数		今回 2		全体 4	
3-1 自動運転タイムチャート									
(1) タイマ自動運転		高速回転数 (CRTで回転数設定) 低速回転数 (CRTで回転数設定) (24Hr タイムスイッチ)							
1-2-1		※ T1タイマ優先とする。							
1-2-2		※ T1タイマ優先とする。							
(2) DI自動運転		D0一定制御 (PID制御) 低速回転数 (CRTで回転数設定) (24Hr タイムスイッチ)							
1-2-1		※ T1タイマのON時間帯でPID制御を行う							
1-2-2		※ T1タイマのON時間帯でPID制御を行う							
(3) 強制攪拌運転		(24Hr タイムスイッチ)							
1-2-1, 1-2-2		1-2-1, 1-2-2曝気装置とも運転モード'に関係なく高速運転							

設備名称	1系水処理設備	容量	0.4KW	
機器名称	終沈汚泥掻寄機	台数	今回 1	全体 2

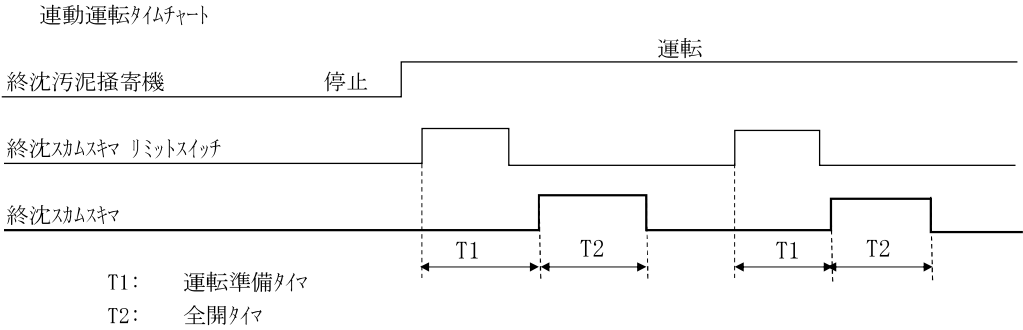
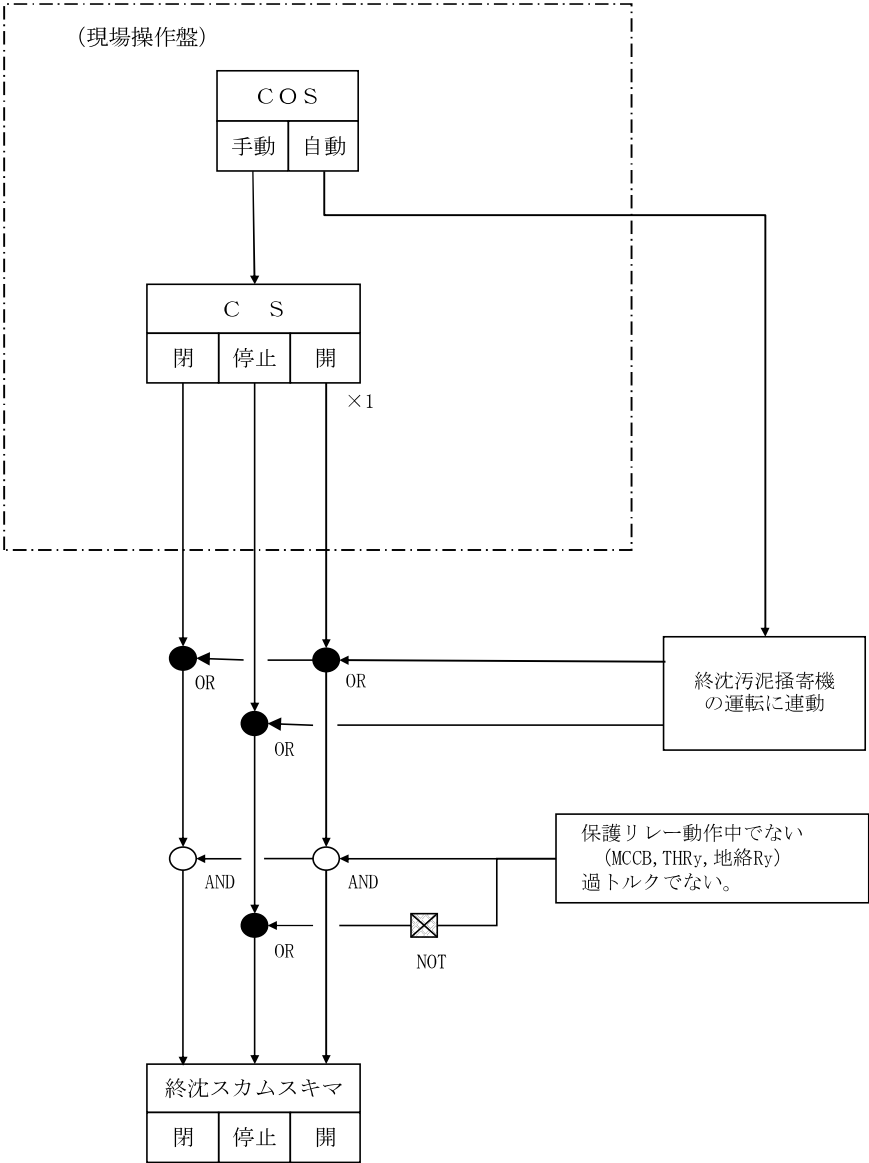


復電時自動的に再運転するものとする

● 水処理設備故障

	項 目	停止 条件	現場	電気室		中央管理室						備考
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T 監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I	操作			P R	
運 転・ 状態表示	運 転		○	○			○				○	
	停 止		○	○			○				○	
	寸 逆		○	○								
運 転 操 作	寸逆－停止－運転 操作SW		○									
故 障・ 異常表示	MCCB断								●			
	過負荷	T	○	○		○			●		○	
	地 絡	T	○			○			●		○	
	過トルク	T	○			○			●		○	

設 備 名 称	1系水処理設備	容量	0.4KW	
機 器 名 称	終沈スカムスキマ	台数	今回 1	全体 2

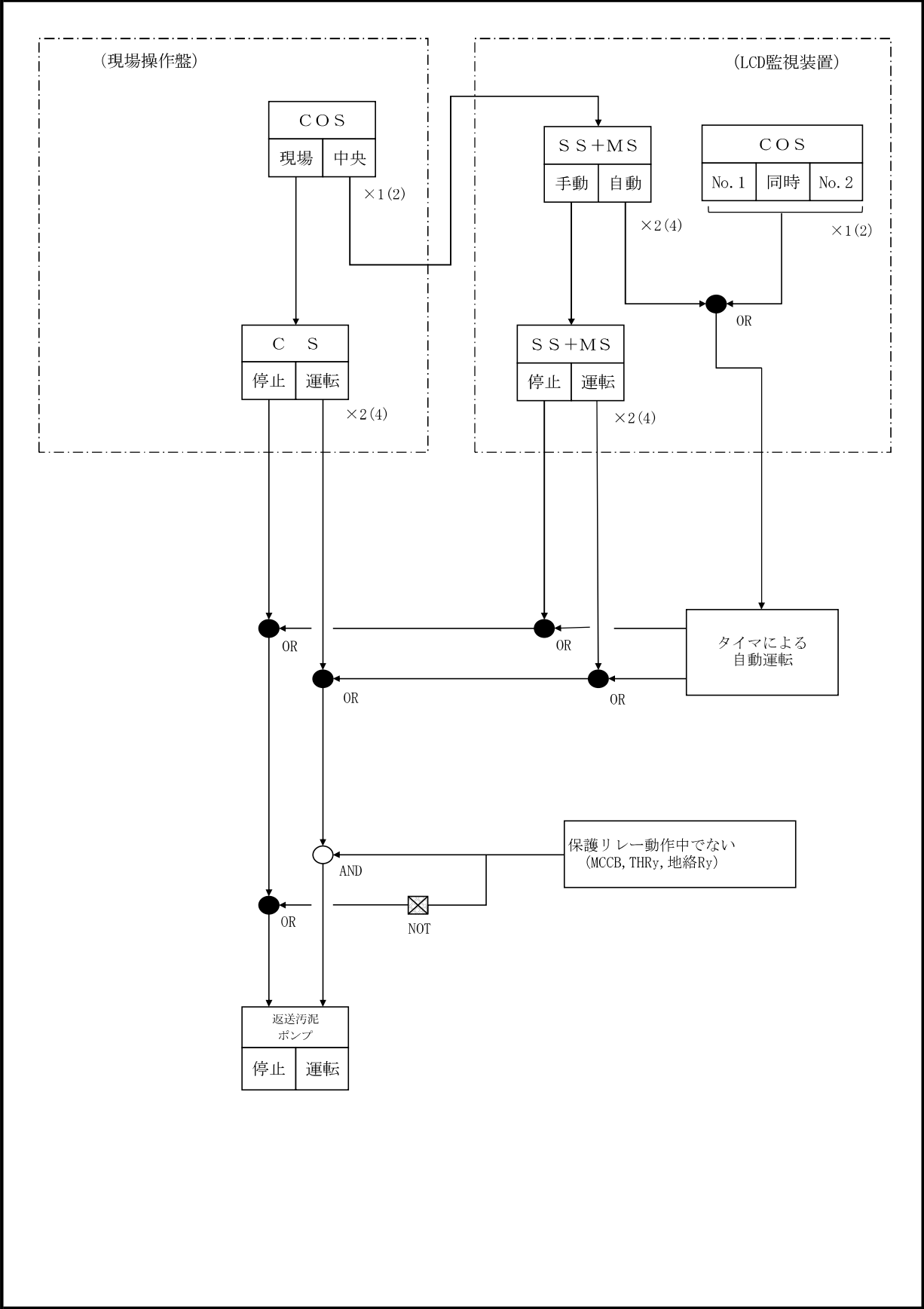


1. PLCダウン時は全開とする。

● 水処理設備故障

	項 目	停止 条件	現場	電気室		中央管理室					備考	
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I	操作				P R
運 転・ 状 態 表 示	自 動						○				○	
	手 動						○				○	
	全 開		○				○				○	
	動作中		○	○								
	全 閉		○				○				○	
運 転 操 作	手動－自動 選択SW		○									
	閉－停止-開 操作SW		○									
故 障・ 異 常 表 示	MCCB断								●			
	過負荷	T	○	○		○			●		○	
	地 絡	T	○	○		○			●		○	
	過トルク	T	○			○			●		○	

設 備 名 称	1系水処理設備	容量	3.7KW	
機 器 名 称	返送汚泥ポンプ	台数	今回 2	全体 4



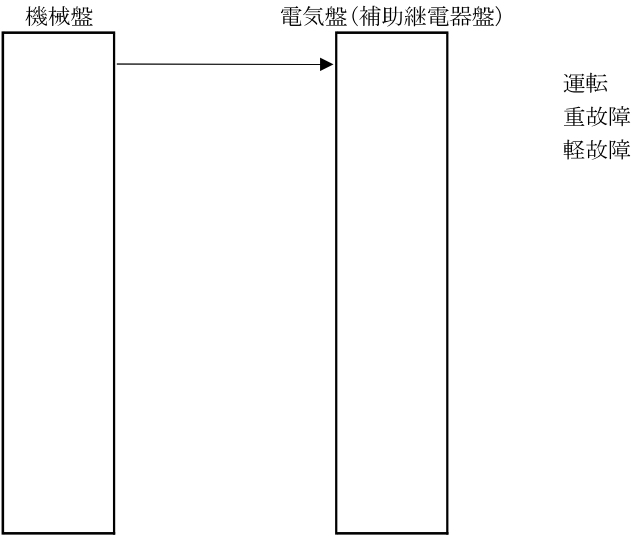
返送汚泥ポンプ

● 水処理設備故障

	項 目	停止 条件	現場	電気室		中央管理室					備考	
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I	操作				P R
運 転・ 状態 表示	中 央						○				○	
	現 場						○				○	
	自 動						○				○	
	手 動						○				○	
	No. 1						○				○	
	同時運転						○				○	
	No. 2						○				○	
	運 転		○	○			○				○	
	停 止		○	○			○				○	
運 転 操 作	現場－中央 切換SW		○									
	手動－自動 切換SW							○				
	No. 1－同時運転－No. 2 切換SW							○				
	停止－運転 操作SW		○					○				
	24Hタイムスイッチ											
故 障・ 異常 表示	MCCB断								●			
	過負荷	T	○	○		○			●		○	
	地 絡	T	○			○			●		○	

設 備 名 称	1系水处理設備	容量	2.4KW	
機 器 名 称	紫外線消毒装置	台数	今回 1	全体 2

(1) 電源送りとする.



紫外線消毒裝置

● 水處理設備故障

	項 目	停止 条件	現場	電気室		中央管理室						備考
			L C B	C / C	高低 圧盤	C R T監視制御装置			自動通 報装置	P R		
						F I	S I	操作			P R	
運 転・ 状態表示	運 転						○				○	
	停 止										○	
運 転 操 作												
故 障・ 異常表示	MCCB断								●			
	過負荷								●			
	地 絡								●			
	重故障								●			
	軽故障								●			
	故 障					○					○	

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（J W N E Tのロゴマーク付き）を提示すること。
また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

（1）コンクリート塊

コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径20キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

（2）アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径40キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

【該当しない場合は以下を削除】

また、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、原則次の条件を満たす施設へ搬出すること。

再生アスファルト骨材用受入施設

- ・再生アスファルト合材施設
- ・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設

なお、再生アスファルト骨材用受入施設は、島根県ホームページの「しまね再資源化施設情報検索システム」（<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/Recycle/>）において「Asコンクリート塊（再生As骨材用）」として登録されているので確認すること。

（3）建設発生木材（伐木・除根材を含む）

【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再利用する場合】

本工事から発生した建設発生木材（建築廃材を除く）は、同一事業地内において、チップ吹付工の基盤材として利用する計画であり、下記により発生木材をチップ化すること。破碎後は適切に管理すること。

再生利用用途	事業地内で施工予定の法面保護工事の基盤材	
再生利用予定時期	令和〇〇年〇〇月	
木材チップ規格	〇〇mm以下	38mm以下
建設発生木材発生見込み量（A）	〇〇〇m ³	
建設発生木材チップ化見込み量（B）		
基板材用木材チップ必要量	〇〇〇m ³	
建設発生木材余剰見込み量（A）－（B）	〇〇〇m ³	本工事にて再資源化施設等へ搬出
木材チップ保管場所	事業地内〇〇付近	

工事完成検査時には下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。

- 1) 降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。
- 2) 囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを集積した木材チップの周囲に設置すること。
- 3) 掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。

揭示すべき事項

- ①保管者の名称、②連絡先(住所、電話番号、担当部署名)、
③保管量 m³、④保管期間 R 年 月 ～ R 年 月

【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】

工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から 50 km の範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の 1) 及び 2) の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。

- 1) 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

(4) 建設汚泥

建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は下記 7 による。

7. 本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。

なお、次表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、アスファルト・コンクリート塊の搬出先について、上記 6 (2) の条件を満たさない施設を選定する場合には、監督員と協議すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 ()
①受入れ場所	ランドマック				
②受入れ時間帯	9時00 分～ 17時00 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径 50cm程度以下	最大粒径 cm程度			
備考					

8. 建設発生木材の運搬処理について

本工事に伴い発生する木材については、有価物として利用又は売却に努めるものとし、建設発生木材の有効利用及び廃棄物の減量化を図ること。有価物として利用又は売却できない建設発生木材については以下により適正に処理すること。

(1) 運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、普通ダンプトラック t 台により運搬し、処理量 m³(t) とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。

但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

(2) 運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2～3m程度に切断し、雑木や枝葉等のかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、処理施設側で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

1) 運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握すると共に、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。

ただし、トラックスケールによる搬出量管理ができない場合は、積載量が満載に限りダンプトラック10台に1台の割合で荷姿の写真管理を行うものとする。また、積載量が荷台への満載となっていない場合は、積載高の計測及び写真管理を全て行い、搬出量を確認できるものとする。なお、荷台に目盛りを表示し、荷姿の写真管理を全て行うことによって積載高の計測は省略できるものとする。測定または荷姿写真の結果から1台当たりの積載量を算出し、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出量検収として荷姿写真と共に管理資料へ添付すること。

再生資材等の使用に関する特記仕様書

1. 受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

(1) 砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

資 材 名	規 格	使 用 箇 所	備 考
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	基礎材	
再生砂	R S		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13mm・20mm		
再生粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生改質アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生アスファルト安定処理			
改良土	第 種改良土		

(2) 植生基盤材

1) チップ吹付工法による場合

【木材チップ植生基材吹付工による場合】

資 材 名		標 準 配 合 (1m ³ 当り)		使 用 箇 所
		材 料	数 量	
木材チップ 植生基材吹付工 基盤材 ※右記工法を標準とする。	工法 1	木材生チップ (38mm以下)	1,500 ℓ	切土法面
		添加材 (土壌微生物活性酵素)	50 kg	
		高度化成肥料 (15-15-15)	4 kg	
		浸食防止剤 (高分子系樹脂)	5 kg	
	工法 2	木材生チップ (38mm以下)	1.5 m ³	
		緑化基盤材	400 ℓ	
		肥料 (遅効性)	4 kg	
		高度化成肥料 (15-15-15)	4 kg	
		接合剤	0.5 kg	
		団粒化剤 (※ラズ無しの場合)	25 kg	
	工法 3	木材生チップ (38mm以下)	1,500 ℓ	
		肥料 (遅効性)	4 kg	
		高度化成肥料 (15-15-15)	4 kg	
		結合剤	30 kg	
	工法 4	木材生チップ (38mm以下)	1.2 m ³	
		緑化補助材	320 ℓ	
		高度化成肥料 (15-15-15)	4 kg	
		肥料 (遅効性)	4 kg	
		浸食防止剤 (※ラズ有の場合)	4 kg	
		無機質安定材 (※ラズ無の場合)	16 kg	

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【木材チップ植生基材吹付工以外の木材チップ吹付工法による場合】

資 材 名	配 合 (1m ³ 当り)				使 用 箇 所
リサイクルチップ による植生基盤材					

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

【建設発生木材（木材チップ）を法面保護工事で再生利用する場合】

また、チップ吹付工で使用する木材チップは、下記再生材を使用する。

木材チップ保管場所	事業地内〇〇付近	
木材チップ保管量	〇〇〇m ³	
木材チップ規格	〇〇mm以下	38mm以下

2) チップ吹付工以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

【木材チップ現地破碎工で伐採木等の運搬、木材チップの運搬が生じる場合】

3) 建設発生木材（木材チップ）を法面保護工事で再生利用する場合の伐採木等の運搬について

①運搬計画について

本工事では、木材チップの吹付工等に使用するため、工事区域外に破碎ヤードを設けて伐採木等の現地破碎を計画している。これに伴い生じる伐採木等及び木材チップの運搬について、運搬車両は仮定規格、運搬台数は概算数量として下記のとおり見込んでいる。

運搬区分	ダンプトラック規格	運搬台数
伐採木等運搬	t	台
木材チップ運搬	t	台

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数）を立案し施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し受注者の責による場合はこの限りではない。

②運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2～3m程度に切断し、雑木や枝葉等のかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、現地破碎の処理で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

③運搬に係る管理について

運搬車両の規格・荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影して管理資料に添付すること。

④運搬台数の取扱いについて

運搬台数については、木材チップ破碎量を基に算出するものとし、伐採木等の運搬ではダンプトラック1台あたりの積載量（空m³）で、木材チップの運搬では荷台容積で割り戻して必要な運搬台数を算出し設計変更の対象とする。

ただし、受注者において②の積込状態で満載した伐採木等の運搬車両及び木材チップの運搬車両それぞれの積荷の単位体積重量（t/m³）を計測し、これをもとに木材チップの空m³換算係数を算出して運搬台数の根拠とする場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とすることができる。なお計測した運搬車両の荷姿検測・積載重量計測状況を撮影して併せて監督職員に提出するものとする。

2. 使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

3. 再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃瓦及び碎石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

(1) 再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第2編 材料編 表2-2-4 再生碎石の粒度、第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第6節一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表3-2-16 下層路盤の品質規格 の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

1) P Iは規定しない。

2) コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は50%以下とする。

(ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験(13~5mmのもの))

【下層路盤材以外の使用で、上記を準用する場合】

下層路盤材以外で使用する場合は上記を準用する。

【下層路盤材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

4. 再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。(参考値として配合割合を記載すること)

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注) 再生碎石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるので、注意すること。

5. 再生砂の原材料は、コンクリート塊、廃瓦とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等を有害量含んではない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が1年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。ただし、コンクリート塊を原材料に含む再生砂の六価クロムの溶出量試験を、受注者において1工事に1回以上行い基準を満足することを確認しなければならない。

(1) 再生砂の品質

埋め戻し材として使用する場合の品質は、下記のとおりとする。

1) 最大粒径は10mm以下とする。

2) 0.075mmふるい通過量は10%以下とする。

【埋め戻し材以外の使用で、上記を準用する場合】

埋め戻し材以外で使用する場合は上記を準用する。

【埋め戻し材以外の使用で、構造上等で指定がある場合は以下に記載する】

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 環境基準

1) コンクリート塊を原材料として使用している場合は、再生砂として土壤汚染対策防止法施行規則の六価クロムの溶出量基準0.05mg/l以下であること。

2) 廃瓦を原材料として使用している場合は、平成21年3月31日付け廃第809号『廃瓦破碎物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

6. 再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、10~50%とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けなければならない。なお、改質アスファルトを使用する再生加熱アスファルト混合物は再生骨材の配合率を10%以下とする。

ただし、アスファルト混合物事前審査認定混合物は除く。

7. 植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生木材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質+有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合剤、種子、水等を混合投入し、十分練り混

ぜること。

【建設発生木材（伐根材等）を法面保護工事で再生利用する場合】

8. 本工事で行うチップ吹付工で使用する木材チップについて、受注者は契約後直ちにチップ量の計測を行い、計測結果を監督員に報告し引渡を受けること。引渡後は受注者の責任において適切に管理するとともに、引渡を受けた木材チップの利用計画を立て監督員と協議すること。

木材チップの不足および余剰が判明した場合は、速やかに監督員と協議すること。余剰の木材チップを他の工事で使用する計画がある場合は、工事完成検査時に監督員と協議の上決定した引渡場所に、下記状態に調整し、検査を受け引き渡すものとする。木材チップが不要となった場合は、産業廃棄物として適正な処分を行うこと。

- (1) 降雨時の流水の侵入を防ぐ溝切りや整地等を行った保管場所に、形状を整え集積すること。なお、最大積み上げ高さは5m以下とすること。
- (2) 囲いの設置：発生木材、虎ロープ等を用い、容易に倒伏しない囲いを木材チップの周囲に設置すること。
- (3) 掲示板の設置：60cm×60cm以上の表示板に下記掲示すべき事項を記載し、見やすい場所に容易に倒壊しないように設置すること。

掲示すべき事項

- 1) 保管者の名称、2) 連絡先(住所、電話番号、担当部署名)
- 3) 保管量 m³、4) 保管期間 R 年 月 ～ R 年 月

9. 工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること

建設リサイクル法に関する特記仕様書

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	アスファルトコンクリート	木 材
施設の名称	ランドマック		
所 在 地	益田市津田町地内		
受 入 時 間	9：00～17：00		
仮 置 き 等			
受 入 条 件	最大粒径50cm程度以下	最大粒径 cm程度	
備 考			

注1) 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注2) 土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

2. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の完了時に建設リサイクル法第18条に基づき書面にて報告する「再資源化報告書」は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）へ以下の事項を入力することにより以下の事項を入力することにより監督職員に報告したものとみなし、書面による提出を省略する。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

令和8年度

工事名：益田市益田水質管理センター電気設備工事（その2）

施 工 条 件 書

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 ☒ あり ☐ なし 2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 ☐ あり ☒ なし 3. 他機関等との協議が未完了 ☐ あり ☒ なし 4. 他機関等協議による工程条件 ☐ あり ☒ なし 5. 占用物件工事との工程調整 ☐ あり ☒ なし 6. 漁業協同組合との調整 ☐ あり ☒ なし 7. 工期 8. 週休2日工事の試行対象工事 ☐ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型 ☒ 対象外工事 9. その他 ☐ あり ☒ なし	調整項目 ☐ 土砂・資材の流用 ☒ 仮設又は工事用道路の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他 () 調整が必要な工事名:①益田市益田水質管理センター建設工事(その3) 調整が必要な工事名:②益田市益田水質管理センター機械設備工事(その2) 調整が必要な工事の工期:①R7.12.3～R9.3.15、②R8.8.25～R11.2.28 制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法: 協議機関名: 協議完了見込み時期: 制限される工種名: 施工期間: 占用物件名 ☐ 電気 (工事時期:) ☐ 電話 (工事時期:) ☐ 水道 (工事時期:) ☐ ガス (工事時期:) ☐ その他 (工事時期:) 漁業協同組合名: 内水面漁業協同組合については益田市公共工事共通仕様書特記事項による 予定工期:契約日の翌日より令和11年2月28日まで 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。 災害復旧工事、軽微な工事等については、受発注者間の協議により決定する。 なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。 内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
2. 用地関係	1. 用地補償物件の未処理箇所 ☐ あり ☒ なし	未処理箇所 ☐ 別添図等 ☐ No. ~No. 完了見込み時期:
	2. 仮設ヤードの指定 ☐ あり ☒ なし	仮設ヤード ☐ 官有地 ☐ 民有地 使用期間: 別添図面等 ☐ ヤード位置図 ☐ ヤード平面図 (面積: m ²) 使用条件・復旧方法: 占用料又は借上費 ☐ 必要 ☐ 不要
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 ☐ あり ☒ なし	制限項目 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ その他 ()
		☐ 施工方法 ☐ 指定工法名: ☐ その他:
		☐ 建設機械・設備 工種:
		☐ 作業時間 ()
		☐ その他 ()
	2. 事業損失防止に関する調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目 ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 近隣家屋の事前・事後調査 ☐ 地下水水位等の調査 ☐ その他 () 調査方法 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 調査費 ☐ 計上あり ☐ 別途協議
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
4. 安全対策関係	1. 交通安全施設関係の指定 ☐ あり ☒ なし	☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 交通誘導員の配置 配置人員: 人(内、交通誘導員A 人)
	2. 近接公共施設等に対する制限 ☐ あり ☒ なし	近接公共施設名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ その他 () ☐ 施工時間の制限 施工時間: ☐ 作業制限 制限を受ける工種: 制限内容:
	3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 ☐ あり ☒ なし	防護施設等の配置 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 設置期間:
	4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 ☐ あり ☒ なし	☐ 本工事の請負者 ☐ 工期当初より指名予定 ☐ 工期途中より指名予定(今後別発注工事があった場合) ☐ 関連他工事の請負者 ()
	5. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
5. 工事用道路関係	1. 一般道路(搬入路)の使用制限 ☐ あり ☒ なし	経路 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用期間 () ☐ 使用時間帯 () ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	2. 仮設道路の設置条件 ☐ あり ☒ なし	構造・延長等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 安全施設等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:
6. 仮設備関係	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ ☐ あり ☒ なし	引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ あり ☒ なし	構造・設計条件 ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 施工方法の指定 工法名: ☐ 設計条件の指定 制約事項:
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
7. 残土・建設廃棄物関係	1. 建設発生土搬出先の受入条件 ☐ あり ☒ なし	☐ 押土・整地 ☐ その他 () ☐ 受入側の制約 制約事項:
	2. 建設廃棄物の処理条件 ☒ あり ☐ なし	☐ 処分場の指定 施設名: ☐ 受入側の制約 制約事項: ☒ その他 (積算では0.1tを見込む、別添特記仕様書に記載のとおり)
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:
8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件 ☐ あり ☒ なし	支障物件名 ☐電気 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐電話 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐水道 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐ガス 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期: ☐その他 協議 ☐済み ☐未了 位置: 移設時期:
	2. 試掘調査 ☐ あり ☒ なし	調査箇所数: 箇所 位置:
	3. その他 ☐ あり ☒ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
9. 排水工 (汚水処理を含む)	1. 汚水・泥水の排水制限 ☐ あり ☒ なし	内容
	2. 水質調査 ☐ あり ☒ なし	調査項目
	3. 水中ポンプ ☐ あり ☒ なし	口径： 台数： ☐ 常時排水 ☐ 作業時排水
	4. その他 ☐ あり ☒ なし	内容：

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
10. 薬液注入	1. 薬液注入 ☐あり ☒なし	工法区分: 注入材料 ☐溶液型 ☐有機 ☐無機 ☐懸濁型 ☐瞬結 ☐中結 ☐長結 施工範囲 対象土量: m ³ 対象範囲の土質: 削孔 削孔間隔及び配置: 削孔総延長: 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 ☐ あり ☒ なし	場所: 期間:
	2. 現場発生品 ☐ あり ☒ なし	品名: 引渡場所: 運搬距離:
	3. 植栽保険 ☐ あり ☒ なし	樹木名・本数等:
	4. 中間検査 ☐ あり ☒ なし	検査回数: ☐ 1回 ☐ 2回
	5. 部分使用 ☐ あり ☒ なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	6. 技術管理上特に必要な資料 ☐ あり ☒ なし	資料名:
	7. 現場代理人の現場常駐規定の適用除外 ☐ あり ☒ なし	常駐緩和については以下のURLから確認すること。その他については益田市現場代理人取扱要綱による。 https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/nyusatsukanrishitsu/6/1805.html
	8. 情報共有システムの活用について	詳細については以下のURLから確認すること。 https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/somubu/nyusatsukanrishitsu/1/9420.html
	9.工事成績評定について ☒ 対象 ☐ 対象外工事	対象工事であっても益田市工事成績評定要領第2の規定により対象外となる場合があります。
	10. その他 ☐ あり ☒ なし	内容: